

記載要領等**現物出資に係る承継会社の特定資産の保有・運用収入割合を減少させた旨の届出書****《使用目的等》**

この届出書は、承継会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者又は特例事業相続人等（以下「特例事業受贈者・相続人等」といいます。）が、承継会社に係る租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第2号又は第40条の7の10第25項第2号において準用する同法第70条の7第2項第8号に規定する資産保有型会社又は同項第9号に規定する資産運用型会社の判定に当たり、同令第40条の8第19項ただし書若しくは第40条の8の2第25項ただし書又は同令第40条の8第22項ただし書若しくは第40条の8の2第27項ただし書に規定する場合に該当し、かつ、これらの規定に規定する特定資産の保有割合又は運用収入割合を減少させるべき期限が報告基準日後に到来する場合において、当該期限までにこれらの割合を基準割合未満に減少させたときに提出してください。

※ 「報告基準日」とは、租税特別措置法第70条の6の8第9項に規定する特例贈与報告基準日又は同法第70条の6の10第10項に規定する特例相続報告基準日をいいます。

《提出期限》

この届出書の提出期限は当該期限から2か月を経過する日（同日が租税特別措置法第70条の6の8第9項又は第70条の6の10第10項の継続届出書の提出期限（報告基準日の翌日から3か月を経過する日）前に到来する場合には、当該継続届出書の提出期限）までです。

《記載要領等》

本文の「特定資産の保有割合・特定資産の運用収入割合」などの箇所については、該当する部分以外の部分を二重線で抹消してください。

（注）1 「特定資産の保有割合」とはその日における承継会社に係る次の割合をいい、その基準割合は70%です。

$$\frac{B + C}{A + C}$$

※A＝当該承継会社の総資産の貸借対照表に計上されている帳簿価額の総額

B＝当該承継会社の特定資産（現金、預貯金その他の資産であって租税特別措置法施行規則第23条の9第15項に規定するものをいいます。以下同じです。）の貸借対照表に計上されている帳簿価額の合計額

C＝過去5年以内において特例事業受贈者・相続人等及びその者の租税特別措置法第70条の7第2項第8号ハに規定する特別の関係がある者が当該承継会社から受けた同号ハに規定する剰余金の配当等の額の合計額

- 2 「特定資産の運用収入割合」とは、その事業年度の承継会社に係る総収入金額に占める特定資産の運用収入の合計額の割合をいい、その基準割合は75%です。
- 3 「租税特別措置法施行令第40条の8第19項ただし書又は第40条の8の2第25項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金の借入れを行ったことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第14項に定める事由が生じたことにより特定資産の保有割合が70%以上となった場合をいいます。
- 4 「租税特別措置法施行令第40条の8第22項ただし書又は第40条の8の2第27項ただし書」に規定する場合とは、事業活動のために必要な資金を調達するために特定資産を譲渡したことその他の租税特別措置法施行規則第23条の9第16項に定める事由が生じたことにより特定資産の運用収入割合が75%以上となった場合をいいます。